

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 8月号

(通巻第146号)

関西労働者安全センター 1986.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●労働行政における障害者の権利を守ろう 1

●地方自治体労働者の安全衛生 2

●労災職業病と安全衛生活動⑦ 5

奈良医大公衆衛生／車谷 典男

●安全衛生セミナー「VDT労働の安全衛生対策」

労災職業病闘争講座 御案内 8

●ゆき道かえり路④ 10

●前線から(ニュース) 11

●みんなでやろうストレッチ体操⑥ 17

「労働行政における障害者の手話通訳をめぐって」

障害者の権利を守ろう！

頸肩腕障害被災者で、ろうあ者の

Aさんが、事情聴取の際に、Aさん
の希望する手話通訳者（Aさんの夫）
を労基署が認めようとしなかった問

題に関連して、総評東南地区評、東
南地域労災職業病問題交流会、全障
連関西ブロック、草の根ろうあ者懇

談会、障害者職よこせ要求者組合、

安全センターは五者連名で、八月二
日付で大阪労基局長に対し申しこ
れを行った。

Aさんは事情聴取における手話通
訳を夫のSさんを希望したが、労基

署は、「中立公正な立場」ということ
で大阪ろうあ会館から依頼する」と
してAさんの希望を拒否してきた。

私たちは、それはろうあ者の人権を

踏みにじるものだとの観点から労基
署を追及し、事情聴取の際のSさん
の同席を認めさせ、また、その場に

来た労基署依頼の通訳者と労基署の
承諾も得てSさんが通訳を行った。

Aさんが信頼し、互いの手話を慣れ
ているSさんが通訳をするのが良か

つたのはだれの目にも明らかであっ
た。その後の六月十九日には労基署
交渉を行い、「ろうあ者本人の希望

する手話通訳者を採用することが、
ろうあ者の権利を守るためにベスト
である」との労基署見解を得た。

その際、それなら何故、本人希望
の通訳者に対して労基署がきちんと
依頼して通訳をしてもらい、謝礼、
交通費を支給することができないの

か。それは、今回のAさんの件をき
っかけとして、「手話通訳の派遣依
頼について」なる大阪労基局長通達

が制定されている（大阪ろうあ会館
からである、というのが労基署の弁
解だった）。

そこで、大阪労基局長に対して、
本人の希望する手話通訳者を認める
ように通達を変更する等の措置を求
めて今回の申し入れを行ったわけで

ある。私たち、そのような手話通
訳を保障する行政の措置に対しても
大いに歓迎している。そして、同時
に、ろうあ者の通訳を選ぶ権利も尊
重せよと言っているのである。

Aさんの件の取り組みを進めてい

く中でわかったことは「ろうあ者のケースは初めて」という労基署の言葉が端的にしめすように、こうした面での労働行政の立ち遅れであった。手話通訳が保障出来ない現状を批判

する私たちに対して、「被災者がどこかで頼んできたらいいんじゃないですか」との答えが返ってきたことであったのである。

近日中に、大阪労基局との交渉が

地方自治体労働者の安全衛生

(1)

—「安全衛生」を「逆行革」の武器に—

公務災害認定について

やたらと遅い

「公務上外決定

地方公務員の安全衛生の問題を考

えるとき、公務災害の認定に関する

問題をまず最初にあげねばならない

だろう。公務災害は民間の労災の場

合に比べ、その認定請求から決定までの期間がやたらと長いという現状が以前から指摘されている。これは被災者に不利益をもたらしているの

は明らかで、改善させていく闘いが必要とされるところである。

例えば、ある地方公務員の通勤災害事例でその経過を記すと次のようになる。

(1) 発生、申請	S 55	12	19
(2) 基金支部決定	S 57	3	12
(3) 審査請求	S 57	5	13
(4) 裁決	S 60	4	18
(5) 再審査請求	S 60	5	16
裁決	S 61	4	21

この事例は、実父の死亡のため喪休暇をとり、通常の住居と異なる実家で葬式、後始末を行い、休暇明けにその実家から勤務先へ向かう途中に自動車事故にあったものである。決定について、現行の基準にてらし「住居」の規定をめぐっての判断に多少の問題が発生するのは理解できるが、五五年十二月から五七年三月と実に一年三ヶ月は判断に要する期間としてはいかにも長すぎる。まる

行われる予定である。安全センターとしても、他の団体とともにきっちりとした回答を局に迫っていく考え方である。

で被災者があきらめるのを待つてゐるかのようだ。

申請した被災者は一年三ヶ月後に下された「非該当」の決定に対しても六〇日以内に審査を支部審査会に行い六〇年四月に「棄却」の裁決を受ける。さらに基金本部審査会に再審査を請求しその決定が出たのが六年四月のことであった。

こうした例は別にめずらしいものではなく、このぐらいかかるのはあなたかも当たり前であるがごとく考えている人事担当者が多いのが現状である。

〔もつと批判し――〕

また、その肝心の決定内容はと言えば、以前に本誌シリーズ「公務災害」などで折にふれ述べてきたように、業務上疾病認定に関してはなに問題が多いところである。これは、災害の公務上外の判断においてもま

つたく同様である。

例えば、バス運転手が狭いところ

と言える。

地方公務員の場合は民間に比べて、

をトラックとすれちがう際、バック

休職規定や身分と賃金の保障が充実

ミラーで確認しようと頭を傾けたと

しており、また各自治体独自の保障

ころ首がねじれて頸椎を捻挫し、長

期の療養を要するようになってしま

つたという事例がある。本人は確か

にその時に発症したという覚えがあ

るのだが、基金は「・・・運転に伴

う通常の動作であって、発症の原因

と考えられる外力の作用は認められ

ず、また、その動作が原因であつた

としても、その後十月以上にもわた

つて療養を必要とするほどの強力な

作用であつたとは考えられない・・

・」として公務外の判断を下していく。

これなどは明らかに理不尽な決

定と言わねばなるまい。しかし、こ

れは特別な例ではなく、公務災害認

定の判断は、わざわざその具体的な

症原因の特定まで踏み込み、いわゆ

る「相当因果関係」以上の「具体的な

因果関係」までもとめることが多い

訪朝記

事務局長・紙谷英信

印象的な自主化、自力化のエネルギー

七月二八日から八月六日にかけて

大阪日朝連帯代表団の一員として朝鮮民主主義人民共和国を訪問した。

かねてより一度行ってみたい国ではあつたが、まさかこんなに早く実現しようとは思ってもいなかつた。その上、北京経由ということで中国も見ることができ、最近にない感動の十日間であつた。中国にしろ朝鮮にしろ私にはまったく予備知識がないところから、とにかく見て、聞いて感じただけでいいと思つた。

私たちの希望が多くあつたところから、朝鮮に入り二日目からは、かなりハードな行動日程が組まれた。たとえば長距離列車に四度、そのうち二度夜行といった具合で、あとで聞いてみると他の訪朝団はおよそ十

日から十四日の日程で回るという。

そのせいか五日目あたりから団員に疲れがみえはじめ暇をみつけては居眠りをはじめるようになつた。今から考えてみるともつといろんなところを見たかつたと思う。

そんな短い期間だつたが、率直に言つて、生活が豊かで、あんなに発展している国とは思つてもいなかつた。特に、経済の発展に向けた熱意というか活気というものをひしひしと感じた。

とりわけ朝鮮での強力な印象は、自主化、自立化ということであった。必要なもの、生産物を基本的に自国で生産し、まかなつていこうとする態度（方針）、これはあらゆる場所、

人から感じじうことができた。これがいうところの自主的民族経済であるか。長い間侵略され抑圧されてきた歴史があり、現在も民族が分断されているという実情等が、このように国の基本的経済は他の国に頼らない政策になってあらわれているよう思えた。たとえば電力問題にしても、その主流は水力と石炭火力であり、石油には頼らないという。つまり自国でまかなえられない石油に依存することは、それはすなわち国際情勢に自国の経済基盤をゆだねることになり、ひいては経済破綻につながるというのである。至極当然のことである。しかし、この点についてわが国を考えると、とりわけ農業政策やエネルギー政策をみると頭をかしげたくなるのである。

とにかく初めての外国、それも二ヵ国ということで、あらゆる意味で貴重な経験であった。

労災・職業病と安全衛生活動

〔第七回〕

奈良県立医科大学公衆衛生学教室 車谷典男

労働組合は何をなすべきか

(その2)

前回に引き続き、労働組合が取り組むべき安全衛生活動の課題について、話を進めてみることにする。

安全性の

事前チェック



であった。この調査結果から、一旦購入してしまった機械、設備の買替えが、実際上、いかに困難を伴うものであるのかを痛感できよう。

元手を取り返せないうちに機械を新しく買替えるなど、資本の論理からいってまずあり得ないであろう。

資本の常識とでも言えようか。まして、その買替えの理由が、生産性に労働者が提供し得るのは唯一労働能力だけであるから、機械・工具の安全性についての責任は、この判決が

関する以外のことであれば、な oasis しかし、かと言つて、安全性のチエックを経営者に完全に委ねてしまふのは、今日の状況を考えれば楽天的過ぎるであろう。確かに機械、

かつて全国金属労働組合の全支部を対象に、騒音対策の実施状況を調べてみたことがある。耳栓などの保護具の使用率や、防音壁の設置率は比較的高かったものの、難聴対策上、最も重要である騒音の発生源自体に関する取り組み状況は、極めて低率

意味を持つてこよう。

設備の購入の決定権は経営者側にあるが、それらを実際に使用するのは経営者ではなく労働者である。それ故、労働者の代表たる労働組合は当然の「権利」として、安全性にかかるチェックを事前に積極的かつ組織的に行うべきである。

日常点検と

こまめな

改善運動



会社は少しでも生産性を向上させるために、それこそまめに生産方法の検討を重ね、常に改善を加えている。それが資本の命運を決定するからである。

資本主義のれいめい期

一日の労働時間が十時間を越えていた時代がある。これが現行の八時間程度になつた理由の一つとして、長時間よりもむしろ短時間労働の方が、かえつて高い生産性が得られることが分かったためである。このように、

資本の側は、一見、彼らにとって不利に思えるような事も検討している。実際に驚くべきことではないだろうか。同じような発想で、労働組合も自

分達の労働内容を点検すべきである。

ただし、当然、資本の側とは違い、「命と健康を守るために」労働内容

を点検するのである。これを日常的かつ組織的に行い、しかも、その結果に基づいて、たとえ些細なことであっても確実に改善させていくことが重要である。

仕事中、思わずハツとしたようなことは、一度ならず経験しているだろう。このような事故を起こす一步手前の状態を「未然事故」と言う。

「ノドもと過ぎれば熱さも忘れる」

が、「未然事故」のうちに的確な改善策を立てておくことが重要である。

なぜなら「未然事故」は大事故の前ぶれであるからである。

日常的な職場点検は、このような「未然事故」の場合はもちろんのこと

と、更に一步進め、いかに安全に労働し得るかの観点からも、実施すべきものである。

キツチリとした 健康診断を



会社の定期健康診断は「雑なもの」と思っておられる方が多いだろう。実際、雑であることが多い。

日本で初めて結核の集団検診が実施されたのは、ご承知のように徴兵検査においてである。軍人に結核が蔓延し、その結果、兵力が損失することを恐れたためである。いいかえれば、当時の結核検診は、集団防衛の観点から感染源である患者を集団から排除、隔離することを主目的としたものである。

会社における健康診断も、基本的にはこの流れを受け継いでいる。結核などの伝染病が主要な病気であった時代は、このような「隔離」のた

めの健康診断であつてもまだ許され
たかも知れない。しかし、ガン、脳
卒中、心臓病が三大死因を占める現
代において、果たしてかつての結核
検診をモデルにした健康診断方法で
いいのであるうか。

安全宣傳

◆◆◆◆◆
安全衛生
委員会の
有効活用

組合の手で

組合の手で
農業問題を

各組合員の、入社時から退職に到るまでの間の、作業歴を記録しておきたいものである。これは、直ちに役立つようなものではない。しかし、例えば、肺ガンのような慢性疾患が会社でそこそこ発生し、それが仕事と関連したものであるかを調べようとするとする時に、極めて重要な資料とな

労働者個々人の職歴は当然管理すべきものであるから、それでなくとも忙しい組合の仕事を、わざわざ増やす必要はないと思われるかも知れない。しかし、今までの労災・職業病の歴史をふりかえれば、いざといふ時、会社側は資料を公開してくれないことが多かったのではないだろ

ういう意味で、現在、全国金属労働組合が精力的に取り組んでいる健診協定運動は高く評価されよう。

しかし、このような委員会の設置は法的にも裏付けられており、その積極的な活用を考えるべきであろう。既に述べたような、安全性の事前チェック、職場の日常点検、健康診断項目の検討、などを議題に活発な議論、実践活動を提起する場と位置づけ取り組む必要がある。

会社の健診は「雑」なのが「当た
り前」だとは思わず、時代にマッチ
し、かつ質の高いものを求めていく
必要がある。

一見つまらない仕事ではあるが、労働組合が独自で各労働者個々人の職歴を長年に渡って、記録しつづける意義は十分にある。「いざ鎌倉」に備える訳である。このような職歴管理は健康診断のカルテとは異なり、個人の秘密を侵害する可能性はまず無く、プライバシーの点からも安心できる取り組み課題である。

連載を

終えるに

あたって

いつの間にか七回を数えました。

軽い気持ちで引き受けた連載でありましたが、こうして最終回を迎える振り返ってみると、恐い者知らずであつた自分が悔やまれます。まとまりのない話に終始したように思いましたが、最後まで付き合って頂き有り難うございました。この連載が、ひょっとして何かの役に立つたのではないかと思いつつ、筆を置くことに致します。

かゆき道

④

労働省は「通勤による」を「通勤

に通常伴う危険が具体化したこと」と規定しているが、これは随分多く

の混乱をきたす説明のようだ。前に取り上げた「野犬にかまれた場合」

の例もそうだが、例えばCさんが道

を走る時に転んだとしよう。そ

して打ちどころが悪くて死亡してし

まつた。しかし通勤災害申請のため

調査してみると、その時の目撃者は

おらず、現場は何の障害物もなく平

坦でつまづいたり、滑ったりするも

のも見当たらなかつた。また同僚に

よると、その30分前に通勤途上で軽

くお酒を飲んだということだった。

そう言えば倒れていたCさんを運ん

だ救急隊も酒の臭いがしたため、報

通勤災害

告書で飲酒によるめいていが原因で

あるように記入していた。しかし、

飲んだ量は一合程度で、とても転ぶ

ほどの量とは考えられない。また、

Cさんは突然道で倒れるような持

病はなかつた。

こうした場合、労働保険審査会の

採決例によると、私的な原因と考えられる酒、持病によるものとは判断

できず、さりとて転ぶような具体的なものを発見できないため原因不明

とし、通勤災害とは認められないとされている。しかし、自転車通勤の途中のめまいによる転落のような場合、自転車そのものの危険性が認められ通勤災害となる。

第一回安全衛生セミナー

VDT労働の安全衛生対策

第一回安全衛生セミナーとして「VDT労働の安全衛生対策」を企画しました。①地方自治体職場の現状、そこで既に行われている対策例、民間の職場の例、②VDT労働が労働者の健康にどのような影響を及ぼすのか、特に眼精疲労、精神ストレスなどこれまでの労働とどのようにちがうのか、③作業時間の規制、姿勢の問題など

◆内容

① VDT労働問題の現状

- ・自治体におけるVDT労働

- ・民間の職場におけるVDT労働

② VDT労働による健康障害について

田井中 秀嗣（大阪府立公衆衛生研究所）

③ VDT労働の作業条件・作業管理のありかた

甲田 茂樹（岡山大学医学部衛生学教室）

◆日時

九月二十日（土）

午前十時より午後四時半まで

◆受付

九月一七日（水）まで

◆会場

大阪府立労働センター 視聴覚室

〔地下鉄「天満橋」下車〕

◆料金

1000円（当日会場で受付時に）

◆申込方法

①受講者氏名

②所属組合（団体）、あるいは会社名

③確実な連絡先（住所・電話）

をはがき又は電話でお知らせ下さい。

第六期労災職業病闘争講座

- ◆ 十月一日（水） 頸肩腕障害・腰痛症
- ◆ 十月八日（水） 脳卒中・心臓病
- ◆ 十月一五日（水） 労働と精神神経障害
- ◆ 十月二二日（水） 労働安全衛生対策
- ◆ 十月二九日（水） 労災補償と認定闘争
- ◆ 十一月五日（水） 公害と労災職業病

会場 大阪労働金庫本店

国鉄、地下鉄「森ノ宮」下車
市立労働会館南側

◆ 時間 午後六時より八時まで

◆ 受講料 六回通し 二〇〇〇円

◆ 受講申込方法 各一回 四〇〇円

◆ 受講申込方法 当日までに安全センターまで電話又は
はがきにて御一報ください。

山峡に哭く

白ろう病の実態を
赤裸々に証言
白ろう病患者、家族の手記集

発行価

一〇〇〇円（送料別）
全国山林労働組合

安全センターで
取り扱います。

放射能の不安がいっぱい

「放射能一一〇番」Q&A

編集・発行 原子力災害研究会
B5判17ページ
安全センターで取り扱います。
価格 三〇〇〇円

前線から

大阪 東

金子学長の講義と開催

一 東大阪学校給食調理組

東大阪市学 約三〇名が参加
給労は、七月 一治療として、本年三月

十九日、東大 より、職場の一つである中
野給食センターにおいて

阪市立労働会 「出張針灸治療」を開設し
館において針 ており、治療には、松浦診
灸治療學習会 療所の長野針灸師があたつ

を開催し、約三〇名が参加

した。松浦診療所からも、

長野針灸師、平野トレーナー

ー他が参加した。

学給労では、八五年に松

浦診療所の協力の中で、頸

肩腕腰痛特殊健康診断を実

施し、これに引き続いて、

要治療者に対する「アフタ

を開催している。(この取り組みに

ついては働く者に健康を!

東大阪連絡会からもサポー

トしている)

今回は、これについての

経過報告(組合)、針灸治

療及び職業病治療について

の考え方についての學習

(特別講師 車谷典男医師)

「奈良医大公衆衛生」)、
夏期の取り組みの提起、受
診者と針灸師、組合担当者
の意見交換をおこない、最
後にストレッチ体操の指導
を受けた。特に、学校が夏
休みの期間については、よ
り有効な治療をということ
で松浦診療所において針灸、
治療している。

十一日から二十四日の健診で
は、要治療者を中心にしてこの
方針にそつた通院指導が行
われた。地理的に遠いとの
懸念もあったが、予定に近
い人数の方が現在までに受
診している。



津 摂津公務災害認定牧野訴訟 本人尋問

七月二九日、摂津公務災害認定牧野訴訟の法廷が開かれ、牧野さん本人の証人調べが行われた。

学校校務員の牧野さんは、作業中に急性腰痛を発症し、それを再開した。しかし、この

ため通院治療したが、や

や軽快したため職場に復帰

し通院もしなくなった。そ

の後六ヵ月ぐらいたってま

た痛みがひどくなり、通院

二回目の通院が公務災害の再発に該当しないとの決定が下されたのである。

法廷では最初の治療の経過、なぜ通院を途中でやめたのかなど治療経過を中心尋問が行われた。また、

災害発生状況についても、機の三段積み移動の負担などについても証言した。特

に治療の経過については、裁判官から質問が出された。

今回の法廷でその経過についてはほとんど明らかになつたが、今後は医学的な面についての争いになると考えられる。

この日の傍聴席は、摂津市職の支援労働者で満席となり熱氣あるものとなつた。次回は九月三〇日午前十時、大阪地裁八〇九号法廷で開かれる。公務災害認定裁判

に多くの皆さんのが注目を。

南大阪

ケイファンに大災記念 伝票作業の九枚複写

・全金浪速鉄工支部・

ところである。

これまでの調査で本件が明らかに業務上疾病であると思われる内容について簡単に述べておく。まず、山月間の支部、安全センター共同の調査により本件は明らかに業務上疾病であると

これらのことから、本件は明らかに業務に起因するものであり、早期に救済され得しかるべき事案である。現在行政と交渉を重ねている。

形式は九枚つづりの複写式伝票でありボールペンを使い作成するところから非常に筆圧を要求されること。また伝票作成の時間帯も集中していること（午後三時

本件については八月二六日に業務上決定が下された。詳しく述べておいたものである。
月二三日には、支

部・安全センターの共同意見書の提出、次いで八月十

日には主治医である松浦医師の意見書を提出してきた

頃）。次に、同氏は、事務作業のみならず現場の作業もしており、本件疾病を発症する四月下旬には、現場作業員が労災休業者等を含め三名減っていたところから、山口氏の現場での箱詰め、梱包作業の量が急激に増加していたことが判明している。

成作業がある。その伝票の

見書の提出、次いで八月十

日には主治医である松浦医

師の意見書を提出してきた

大阪

'86南大阪・尼崎ハイツ合宿

今年は八月二回実施

医学生が中心になって毎年行われる南大阪・尼崎フィールド合宿が、今年は七月二〇～二三日と八月十七日～二〇日の二回にわたり開催された。例年と異なり二回行われたのは、八月のフィールド合宿を全港湾大阪支部米穀運送分会の作業実態調査の実施に重ねたためで、合計するとのべ四〇名の参加を得た。

米穀運送分会の実態調査では、一日目はトラックにて乗し労働体験したあと、夜に交流会を行い、二日目

は、二人ずつペアで一日の作業姿勢、作業量の変化を

ある。医学生、学生サークル活動の発展を期待したい。

これらに対し地域の労働者、住民をはじめ多くの闘う人々によって南労会がささえられてきたこと、つまり南労会は労働者、住民の共同

財産であるということであ

った。まさにこの点にこそ

いえよう。

大阪

十周年で更なる発展を！

七年十九日、大阪全通会館において医療法人南労会の第十一回総会が開催された。今総会は、一九七六年に南労会は、労働運動を基盤にして設立された松浦診療所が

十年目を迎えるという記念

すべきものであった。設立

も、これまで共に成果をか

ちとり、試練を乗り越えて

きた組織としての南労会に

対し、今後の更なる発展、

強化を期待したい。

追い詳細な調査を行つた。

この調査活動について参

加した関西圏の医学生は継

続して協力していく予定で

あり、また実行委員会では

報告を今回の活動をまとめ

パンフレットにする予定で

ある。医学生、学生サーク

ル活動の発展を期待したい。

多くの試練にたたされ、そ

れらに対し地域の労働者、

住民をはじめ多くの闘う人

々によって南労会がささえ

られてきたこと、つまり南

労会は労働者、住民の共同

財産であるということであ

った。まさにこの点にこそ

いえよう。

我々安全センターとして

も、これまで共に成果をか

ちとり、試練を乗り越えて

きた組織としての南労会に

対し、今後の更なる発展、

強化を期待したい。

災職業病闘争の新たな拠点

として紀和病院の設立もか

ちどつてきている。

働く者に健康を!

東大阪連絡会

東 大阪

「」の健康で「」シンポジウム企画

七月二十二日、働く者に
健康を! 東大阪連絡会の定
例交流会が東大阪セツルメ
ントで開催された。

この日のテーマは、「東
大阪市の保健所行政」 東大
阪市労組組合員で保健所に
勤務している沢井氏が報告
した。

内容は、東大阪市の医療
状況、各種健康診断（一般
健康診査、胃ガン健診等）
の実施・利用状況、老人保
衛生相談など保健行政全般
にわたった。特に話になっ
た。

たのは、健康診断等の行政
サービスを利用していく点

「」の健康を考えよう
メンタルヘルスシンポジ

ト企画として十月四日に
また、連絡会で、イベン
トとして十月四日に
「」の健康を考えよう
メンタルヘルスシンポジ

についてであった。現在、
中小零細企業の定期健康診
断に保健所の健診サービス
が利用しているケースがあり
とあることである。

九月二日六時セツルにて、
地域は違うが、このところ
問題になっている循環器系
疾患の労災闘争の経験に学
ぼうということで「豊中水
労の脳卒中認定闘争」（報
告 中村書記長）の予定。

東 大阪

全金東大阪枚岡プロツク よりきめ細かな点検へ

七月十五日、全金東大阪
地協枚岡ブロックは安全バ
トロールを実施した。参加
したのは、ブロック安全担
当者、北方地本常任、安全
センター。今回の対象は、

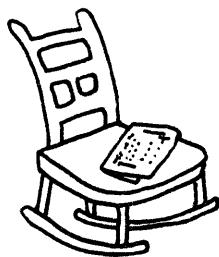
い、パトロールの充実を行
つていくことを確認してい
る。現在は、整理・整頓、
通路等七項目の点検シート
への記入、その他危険個所
の指摘、労災発生等の聞き
取り、意見交換を中心に行
っているが、これまでの検
討を踏まえて、よりきめ細
かなパトロールにむけて、
使用者側と交渉中である。

伊藤工機（ガス自動切り換
え器具）兵田計器（温度計
器）である。

ところで、当ブロックの
安全パトロールは三年目に
しかし、使用者側の過度の

「警戒感」等によりすんなりとは進まない模様である。

ルでも、工場内巡視の後の会社側担当者との意見交換の中で、健診についてなどより突っ込んだ聞き取りが行われていた。



ば米運労働者の場合、作業

の負担要因を明らかにしよ
うというものである。例え

大 阪

作業実態調査



「フィードバックの協力で実施

全港湾大阪支部米穀運送

姿勢を立姿勢、しゃがみ姿勢、担ぎ姿勢、背伸び姿勢

分会の労働実態調査が進ん

などにわけ、一日の労働に

でいる。これまでの冬期、

夏期の個人調査、粉塵調査、

疲労調査に加え、八月には

化し、運搬量×距離もふく

フィールドの学生の協力を

めて分析することになる。

得て作業実態調査を行った。

今回の調査では六人を対

この調査方法は、これま

象とし、今後集計の作業を

で大阪市保母、東大阪市学

行っていくことになる。米

校給食調理員の調査で労働

運分会の安全衛生対策に役

環境研究会が用いてきたも

立つものであるに止まらない

ので、一日の作業姿勢につ

い成果が期待されるところ

の負担要因を明らかにしよ

である。

原発放射線被ばく 全金・原発作業者アンケート報告書

●全国金属労働組合 安全対策委員会、全金・アンケート調査実行委員会

発行：全国金属労働組合

B5版30頁 頒価 200円（送料1冊 170円 2冊以上 240円）

10.4

メンタルヘルス・ハビシティ
「心の健康を」
考へよう

精神科医師の立場
労働衛生学の立場
労災職業病の立場

日時	十月四日 午後二時～五時	(開場一時)
場所	弘容ビル九階ホール(近鉄「布施」駅前)	
パネラー	川合仁(京大精神科)	
横丁郁朗(日教組公災対策委嘱託)		
他		
参加料	無料(但し、資料代カンパ五〇〇円)	
主催	働く者に健康を! 東大阪連絡会	
後援	東大阪市 東大阪市教育委員会	

七月十五日、広島県労働
会館において「『白ろう病』
高松高裁不当判決を糾弾し
人権と健康を守る広島シン
ポジウム」が開催された。
五年一律打ち切りなど對
このシンポジウムは広島
労働組合會議、全林野士
地本などの主催によるも
で、高松判決以降、振動
いの強化を

振动病シンポジウム

い攻撃の中でそれへの反撃の聞いとして準備されたものである。

別講演を行い参加者は理解
大教授)が「最近の労災補
償と労災裁判」と題して特

みんなでやろう

ストレッチ手体操

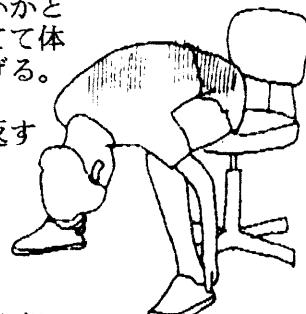
(6)

(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室 油田 健一

今回もデスクワークのストレッチ。前回では頸、肩などを中心に紹介しましたが、今回は腰、足のストレッチを紹介します。

デスクワークの人はあまり動かないのに疲れてしまいます。これは静的筋肉収縮と言います。静的筋肉収縮とは関節を動かさない筋肉の働きのことで、頸、肩、腕などをほぼ一定の位置に保って仕事をするときのような筋肉の働かせ方です。このような場合は、疲れにくいがいったん疲労すると回復しにくいのが特長です。

- ③ 両手をかかと付近に当てて体を深く曲げる。
10秒行う
2回繰り返す



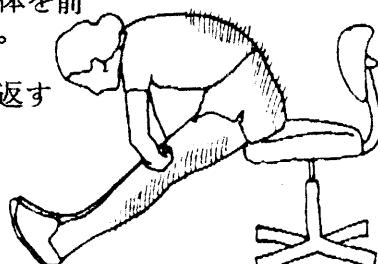
- ④ 背もたれか机に手をかけ足を前後に開いて立つ。後ろのかかとを床から離さない。
左右各10秒
2回繰り返す



- ① いすの前端に座り、背もたれにもたれ一方の膝を抱え込むと同時に、額を膝に近付けます。左右各10秒
2回繰り返す



- ② 両膝の上に手を置いて体を前に曲げる。
10秒行う
2回繰り返す



七月の新聞記事から

- 七・一 保線作業をしていた国鉄下請けの作業員四人が、機関車にはねられ死亡（青森）
- 七・二 東海道線の踏み切りで普通電車と冷凍車が衝突、さらに貨物列車が衝突し冷凍車の運転手が重傷（滋賀）
- 七・三 解体中のビルが崩れ、通行人ら七人が下敷きになり二人重体（別府）
- 七・四 沿室の塗装作業中、シンナー中毒で作業員一人が死亡一人が重体（寝屋川）
- 七・五 乗用車と接触した温泉送迎バスが横転、三五人が重軽傷（仙台）
- 七・六 中国自動車道で二階建て観光バスが横転、慰安旅行の会社員ら四十人が重軽傷（兵庫）
- 七・七 労働省が、バイオ産業従事者の健康被害を防ぐための労働基準づくりに着手
- 七・八 中国自動車道で二階建て観光バスが横転、慰安旅行の会社員ら四十人が重軽傷（兵庫）
- 七・九 豊後水道で停船中のフェリーにタイ貨物船が衝突、二人けが（堺）
- 七・十 ゴミ収集車のロータリードラム内で突然爆発がおこり、従業員一人と主婦一人が軽いケガ（堺）
- 七・十一 読売新聞社機が訓練飛行中、佐渡の山中に墜落、乗員四人が死亡
- 七・一二 事件で急行中のパトカーと乗用車が衝突、五人が軽傷（寝屋川）
- 七・一三 マイクロバスがトレーラーに追突、運転手が重傷十六人が軽傷（神戸）
- 七・一四 単身赴任を拒否したため解雇された従業員がおこした裁判で、最高裁は「転勤命令は権利の乱用にならない」とし差し戻し判決
- 七・一五 非番消防士が川に投身した女性を救出後に水死、後日、公務災害補償を申請（豊中）
- 七・一六 来島海峡で大型フェリーとケミカルタンカーが衝突、タンカーの乗組員一人が肋骨をおり重傷
- 七・一七 「国道43号線訴訟」の判決で神戸地裁は国・公団の賠償責任を認め、百二十一人に一億五千円の支払いを命じたが、差し止めは却下
- 七・一八 冷凍食品会社の工場からアンモニアガスが噴出、周辺の約百五十人が避難七人が中毒症状

機関誌定期購読の申し込みについて

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」8月号（通巻第146号）昭和61年8月10日発行

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28

（毎月一回10日発行）